

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第40号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第18号）の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年12月26日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 倉形 政宏

川崎市個人情報保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

川崎市個人情報の保護に関する法律施行規程（令和５年川崎市川崎区選挙管理委員会告示第１８号）の一部を次のように改正する。

第１号様式、第１２号様式及び第１９号様式中

「☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」

を

「☐個人番号カード」

に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規程は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正前の規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。